

# 国立・国定公園内における風力発電 施設設置のあり方に関する基本的 考え方(案)について

平成16年1月19日  
環境省自然環境局国立公園課



# 第4回検討会におけるコメントの概要

## 国立・国定公園の意義と立地計画に関する基本的な考え方

- ・ 新エネルギー導入の観点からドラスティックな構造変換が必要
- ・ 自然の景観資源を国民共通の財産として守っている自然公園の意義を押さえることが重要
- ・ その上で、風力発電施設の是非を問う場合には、区域外でどれだけ立地が可能であるのか、その場合どれくらい電力が不足するのか等を検討

## 公益性のとらえ方

- ・ 公園の保護及び風力発電の推進というそれぞれの公益性に如何に折合いをつけるかが課題であるが、自然に対して謙虚な姿勢で検討。
- ・ 公益性の議論にあたってはできるだけ定義を明確にしておくべき

## 景観への影響

- ・風力発電施設は高さが命であり、従来の審査基準等で用いられている数値基準の適用はナンセンスでは
  - ・一律の高さ制限等ではなく、プロセスを含めた基準の検討が必要
  - ・既にある人為的事象による影響とのバランスで、環境影響の大小を判断すべき
  - ・景観を守るべき地域とそうでない地域とのゾーニングを分けて考えるべきではないか
  - ・山稜線に設置される線的な施設とウィンドファームのような面的な施設とに分けて景観影響を整理すべきでは
  - ・エネルギー効率のみではなく景観に配慮した立地が重要
  - ・風車により景観が引き立つなど長期的観点からプラス効果をもたらす可能性についても考慮

## 野生生物への影響

- ・渡り鳥の中継地や希少種の繁殖地を避ける等、野生生物への配慮について予防的措置として明確に記載すべき
- ・事前のアセスメント手法としてレーダーを利用した調査の実施等についても検討すべき
- ・自然公園で多くカバーされている海蝕崖については海鳥が多く生息しているが、このような場所について野生生物の調査を義務付けでは

## 事後評価

- ・事後評価も将来から見れば「事前評価」たりうるものであり、審査にあたって盛り込むべき事項である

## 情報の収集・提供

- ・ 既存施設周辺の地域住民、自然保護団体、事業者等と協力して信頼しうるデータを共有することが重要。シンポジウム等による意見・情報交換も考えられる
- ・ 共通のガイドラインやデータベースの構築が重要

## その他

- ・ 安全性の確保について言及することも検討

# 主な論点の整理

---

## 論点(1): 国立・国定公園の意義と立地計画に関する基本的な考え方

国立・国定公園の意義・目的は？

国立・国定公園における風力発電施設の立地の必要性は？

公益性のとらえ方とは？

## 国立・国定公園の意義・目的は？

自然公園法に基づき、優れた自然の風景地を保護・利用

### 風景・景観とは？

「景観とは、対象（群）の全体的な眺めであり、それを契機にして形成される人間（集団）の心的現象である」  
（「景観原論」（中村）より）

### その構成要素は？

植物・動物・地形・地質・・・

生物多様性

自然環境

# 国立・国定公園の分布

- ・ 全国面積の約 9 %
- ・ わが国の自然景観・生物多様性保全の中核としての役割





# 国立・国定公園の意義・目的を踏まえた区域内外における景観対策の考え方とは？

## 開発行為に伴う一般的な景観対策の考え方

「送電設備の環境アセスメント手法に関する研究(その1) - 送電設備の景観対策 - 」(東京電力株式会社委託調査)より

タイプ		
空間	非日常的行動・体験の場としての価値及び意味が認められその保全が要請されている空間	特に公的に価値及び意味は明らかにされていない日常的な空間
問題点	当該開発行為がその空間の価値あるいは意味を低下又は破壊する	当該開発行為がその空間に生活する個人あるいは人々に景観的な悪影響を及ぼす
評価態度	一般に観光あるいは探勝などの非日常的行動に基礎をおいた評価の仕方	一般に日常生活に基礎をおいた評価
評価尺度の例	美・神秘・崇高・原始性・稀少性 など	快適性・美・親しみやすさ など
景観の管理	普通、管理者が居り、その場所の景観評価者の代表として、意思決定権を持つ。ただし、管理は限られた範囲の土地であって、景観という土地を離れた管理範囲は必ずしも明らかではない。	管理体制は存在しないことが多い
景観対策の考え方	通常、現状保存を目標としているから開発行為は原則として回避すべきである。ただし、その景観保全のための一定水準を確保できる保証があることを前提として、開発行為は許容される。この場合でも、景観的な悪影響は最小限に抑えることが必要。	その場所に生活する個人あるいは人々に及ぼす景観的な悪影響を最小限に抑えることが必要。

\* 景観対策の考え方は、景観以外の諸条件も含めた立地選定上の根拠があることを前提として成り立っている。

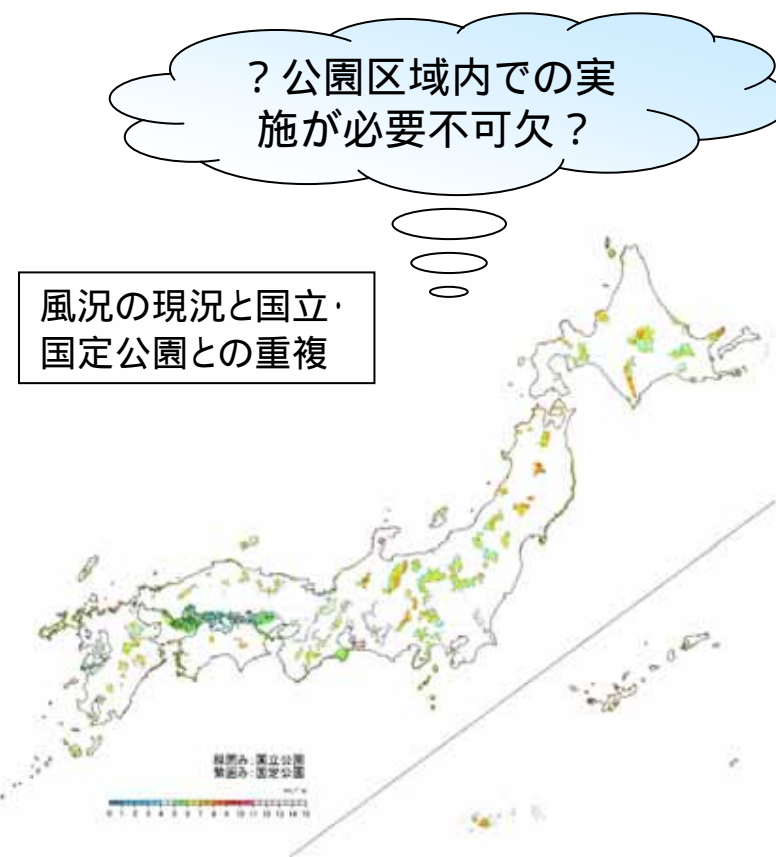
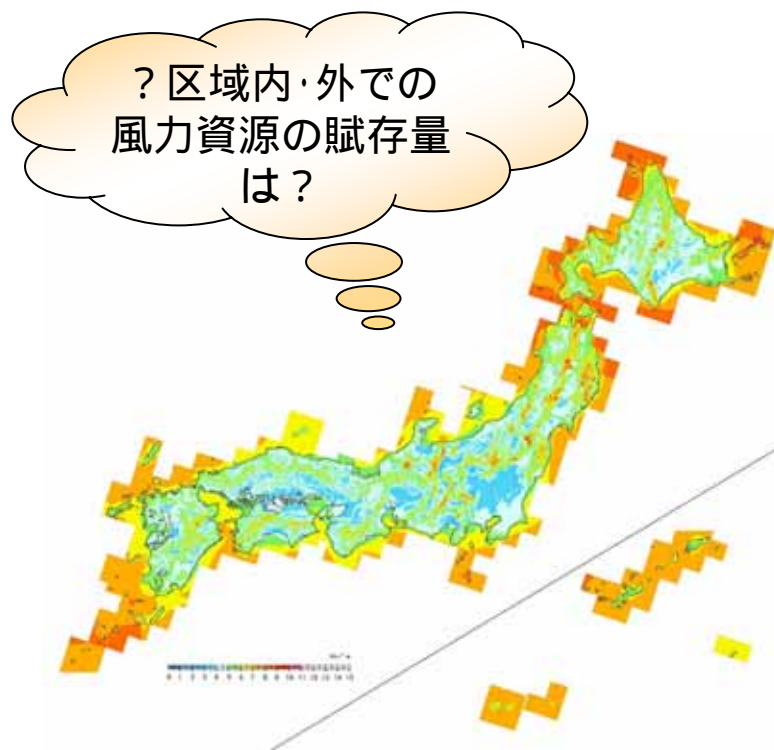
## 国立・国定公園内外における景観対策

タイプ	国立・国定公園区域内	国立・国定公園区域外
空間の特質・意味	<u>優れた自然の風景地であり、国民の共通の財産としてその保護を図ることが求められている</u>	特に公的に価値及び意味は明らかにされていない日常的な空間
開発行為による影響・問題点	当該開発行為により、 <u>優れた自然の風景地としての国立・国定公園の価値あるいは意味に悪影響を及ぼす</u> （価値・意味の低下又は破壊等）	当該開発行為がその空間に生活する個人あるいは人々に景観的な悪影響を及ぼす
評価態度	一般に観光あるいは探勝などの非日常的行動（ <u>公園利用</u> ）に基礎をおいた評価の仕方	一般に日常生活に基礎をおいた評価
（評価尺度の例）	（美・原始性・稀少性 など）	（快適性・美・親しみやすさ など）
景観管理の主体	国立公園においては環境大臣、国定公園においては都道府県知事が公園の管理者として、自然公園法に基づく許可権限を有し、国民に対する行政サービスの一環として景観の適切な保全管理を行う。	- （土地所有者、自治体等の主体がそれぞれ景観の管理を行う場合がある）
景観管理による受益者	<u>国民一般（地域住民を含む）・公園利用者</u>	<u>主に地域住民</u>
対策の考え方	<u>優れた自然の風景地の保護を基本とするため、開発行為は原則として回避。ただし、その景観保全のための一定水準を確保できる保証があることを前提として、開発行為は許容される。この場合でも、景観的な悪影響は最小限に抑えることが必要。</u>	その場所に生活する個人あるいは人々に及ぼす景観的な悪影響を最小限に抑えることが必要。

\* 景観対策の考え方は、景観以外の諸条件も含めた立地選定上の根拠があることを前提として成り立っている。

# 国立・国定公園における風力発電施設の立地の必然性は？

## 公益性の考え方とは？



# 自然公園法における「公益性」の位置付けは？

## 許可基準上のただし書きの例（例外規定）

「学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができない」

### 細部解釈 (通知)

「公益上必要な行為とは、その行為が直接的に公益に資するものに限定して考えるべきであり、たとえば土地収用法(昭和26年法律第219号)第3条各項に掲げるような行為及び自然環境の保全を目的とした行為等が考えられる。

また、公益上必要と認められるか否かは、当該行為を当該地で行うことの公益性と当該地を当該行為から保護することの公益性を比較衡量の上、審査する必要がある。」

## 風力発電施設の立地の必然性・公益性とは？

- ・必ずしも特別かつ一律に公益性・立地の必然性が高いとはいえない
- ・個別のケースに応じ、その事業目的・立地の必然性・景観等への影響の程度を慎重に審査、判断する